

## 八幡平市市営建設工事等に係る入札結果等公表要領

平成26年5月27日 市長決裁

最終改正 令和7年3月17日 市長決裁

(趣旨)

第1 この要領は、市が発注する建設工事、建設関連業務委託及び物品の買入れ等（以下「工事等」という。）に係る入札結果又は見積結果の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第2 公表の対象となる工事等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）別表第5号上欄に掲げる契約の種類のうち、次の各号に掲げるものとし、かつ、当該契約の種類に応じ予定価格が同表下欄に定める額を超えるものとする。

- (1) 工事又は製造の請負
- (2) 財産の買入れ
- (3) 物件の借入れ
- (4) 財産の売払い
- (5) 前各号に掲げるもの以外のもの

2 単価契約によるものにおいては、予定価格とする単価に予定数量を乗じて得た金額が前項の額を超えるものとする。

(公表事項)

第3 公表する事項は次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札に付した場合
  - ア 入札執行日
  - イ 件名
  - ウ 入札参加者
  - エ 落札者名
  - オ 落札金額
  - カ 入札者の各回の入札金額
  - キ 予定価格（税を除いたもの。）
  - ク 最低制限価格（税を除いたもの。）（最低制限価格を設定した場合）
- (2) 随意契約によることとした場合
  - ア 見積開封日
  - イ 件名
  - ウ 見積徴収者名
  - エ 決定者名
  - オ 決定金額

カ 見積者の各回の見積金額

キ 予定価格（税を除いたもの。）

（公表時期）

第4 公表時期は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札によるものは、契約締結後7日以内に公表する。
- (2) 随意契約によるものは、契約締結した日の翌月に公表する。

（公表方法）

第5 公表の方法は、市のホームページに掲載することにより行う。

（公表期間）

第6 公表の期間は、契約を締結した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

（補則）

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月27日から施行し、平成26年4月1日以降になされた契約から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月10日から施行し、令和5年4月1日以降になされた契約から適用する。

附 則

この要領は、令和7年3月19日から施行し、施行日以降になされた契約から適用する。